

諮問番号：諮問第 121 号

答申番号：答申第 121 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 2 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

現在の精神障害の状態は、重度認知症、要介護 5 であり、CT スキャンに前頭部、後頭部は写らない。その上、アルツハイマー病であり、本件処分には納得できない。したがって、障害等級を 1 級とすべきである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について、総合的に判断すると、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等判定基準（以下「判定基準」という。）」の障害等級 2 級に該当すると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳の交付決定に係る行政手続法上の審査基準とし

て、判定基準及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用にあたっての留意事項（以下「留意事項」という。）」を設定しており、法令及び審査基準に沿って、本件処分が適正に行われたか、以下判断する。

#### 1 精神疾患の存在

診断書の「①病名」欄の記載から、主たる精神障害として「アルツハイマー型認知症」、従たる精神障害として「うつ病」の存在が認められる。

#### 2 精神疾患（機能障害）の状態

診断書からは、主たる精神障害である「アルツハイマー型認知症」の状態については、判定基準に定める3級にとどまるものとはいえないことから、1級又は2級の状態であると判断するのが相当である。

また、従たる精神障害である「うつ病」については、判定基準に定める1級に至っているとは認められないことから、2級又は3級の状態であると判断するのが相当である。

#### 3 能力障害（活動制限）の状態

診断書「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」からは、2級の状態に相当する。なお、診断書「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」では、「(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」（おおむね1級程度）が選択されているが、留意事項3の(6)によると、上記の状態と矛盾するものではない。

以上から、能力障害（活動制限）の状態は、2級の状態であると判断するのが相当である。

#### 4 精神障害の程度の総合判定

上記から審査請求人の障害等級について総合的に判定すると、2級と判定するのが相当であり、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

その他本件処分について違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年5月26日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年6月10日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

審査請求人の能力障害（活動制限）の状態について、診断書の「日常生活能力の判定」では、8項目すべてが「援助があればできる」とされており、判定基準によると2級の状態に相当する。一方、診断書の「日常生活能力の程度」では、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」とされており、留意事項によるとおおむね1級程度に相当する。

審査請求人の障害等級について、処分庁は、留意事項3（6）に従い、診断書のその他の記載内容も参考にした上で総合的に判定し、2級の状態であると判断している。

障害の程度の個別具体的な判定は、指定医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得たうえで、裁決を行おうとしている。その意見は、審査請求人が2級に該当するとの判断を示しており、審査庁の判断も適正かつ合理的なものであると認められる。

以上から、審査請求人の障害等級は2級の状態であると判定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸